

令和 3 年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 2 月 2 8 日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4 3 3 2〕

① 件 名															
石巻市消防団員自動車運転免許取得事業補助金の創設について															
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）															
<p><b>【背景】</b>          道路交通法の一部改正（平成 2 9 年 3 月 1 2 日）により、免許の細分化が行われ普通自動車運転免許（以下「普通免許」という。）で運転できる車両の総重量が 3. 5 トン未満に制限されたほか、3. 5 トン以上 7. 5 トン未満の車両の運転については新設された準中型自動車運転免許（以下「準中型免許」という。）が必要となった。</p> <p>当市においても、道路交通法改正により消防団車両を運転することができない団員や A T 車の普及により A T 限定の普通免許を取得している団員が在籍しており、団員数が年々減少するなか将来的に消防団車両を運転する者の確保が困難となることが予想される。</p> <p>また、国においては、助成制度の創設により運転者を確保するよう消防組織法に基づく助言を发出するとともに、助成に係る特別交付税措置が定められている。</p> <p><b>【目的】</b>          消防団員が有事の際の緊急出動を円滑に行うための環境整備を図るとともに、免許の種別により消防団活動が制約されないよう、必要な資格取得及び消防団員の確保に向け補助金を交付するもの。</p>															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性															
<p><b>【根拠法令】</b>          消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）          消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 1 0 号）          特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 6 7 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち          第 3 節 安心して暮らすための地域防災力などの向上          1 地域防災力の向上を図る</p>															
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）															
<table border="0"> <tr> <td>平成 3 0 年</td> <td>1 月</td> <td>「準中型免許の新設に伴う対応について」発出（消防庁通知）</td> </tr> <tr> <td>平成 3 1 年</td> <td>3 月</td> <td>石巻市消防団から市に対し助成要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 月～</td> <td>補助制度の検討開始</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>3 年 1 0 月</td> <td>総合計画実施計画裁定（令和 4 年度～令和 6 年度）</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>4 年 2 月</td> <td>市議会第 1 回定例会に当初予算案を提案</td> </tr> </table>	平成 3 0 年	1 月	「準中型免許の新設に伴う対応について」発出（消防庁通知）	平成 3 1 年	3 月	石巻市消防団から市に対し助成要請		4 月～	補助制度の検討開始	令和	3 年 1 0 月	総合計画実施計画裁定（令和 4 年度～令和 6 年度）	令和	4 年 2 月	市議会第 1 回定例会に当初予算案を提案
平成 3 0 年	1 月	「準中型免許の新設に伴う対応について」発出（消防庁通知）													
平成 3 1 年	3 月	石巻市消防団から市に対し助成要請													
	4 月～	補助制度の検討開始													
令和	3 年 1 0 月	総合計画実施計画裁定（令和 4 年度～令和 6 年度）													
令和	4 年 2 月	市議会第 1 回定例会に当初予算案を提案													
⑤ 主な内容															
<p>1 対象者 以下のすべてを満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 石巻市消防団員</li> <li>(2) 石巻市消防団長が推薦する者</li> <li>(3) 補助金の交付を受けた後 2 年以上団員として活動することを誓約する者</li> <li>(4) 市税に過去 5 年間滞納がない者</li> </ol>															

- 2 補助内容 (1) 運転免許を有していない者が、準中型免許を取得する場合に係る経費の2分の1 (上限18万円)  
 (2) 普通免許 (AT限定普通免許を含む) を有している者が、準中型免許を取得する場合に係る経費の2分の1 (上限8万円)  
 (3) 準中型5トン限定免許 (準中型5トンAT限定免許を含む) から、限定を解除する場合に係る経費の2分の1 (上限4万円)  
 (4) AT限定普通免許から、限定解除する場合に係る経費の2分の1 (上限3万円)

⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

消防団活動において、運転免許による活動制約が解消され、有事の際の緊急出動を円滑に行うことができるほか、若年層の消防団員の確保が見込まれる。

【市財政への負担】

令和4年度当初予算計上額 780千円

- |                           |       |    |
|---------------------------|-------|----|
| ① 運転免許を有しない者が準中型免許を取得した場合 | 180千円 | 2件 |
| ② 普通免許を有する者が、準中型免許を取得した場合 | 80千円  | 2件 |
| ③ 準中型5トン限定免許所持者が限定解除した場合  | 40千円  | 5件 |
| ④ AT限定普通免許所持者が限定解除した場合    | 30千円  | 2件 |

【財源措置】

消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度に係る特別交付税措置

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第67号) により、平成30年度以降に市町村が実施する消防団員の準中型免許の取得の助成に対する特別交付税措置が定められた。

[算定方法]

消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対する助成に要する経費の額 (特定財源を充てる場合は、特定財源の額を除く額) に0.5を乗じて得た額。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内実施自治体 2自治体 ※類似制度1自治体を含む

自治体名	概要
気仙沼市	○気仙沼市消防団員自動車運転免許取得費等補助金交付要綱(平成30年12月) 普通免許を所持している消防団員であって、準中型免許取得及び限定解除に係る費用への補助 上限額 最大19万4千円から8万円の範囲で補助
女川町	○女川町資格取得支援事業補助金交付要綱(平成25年3月) ※類似制度 消防団員であるか否かを問わず、町民に対し町の活性化に資する資格取得について上限10万円まで補助

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年3月 石巻市消防団員自動車運転免許取得事業補助金交付要綱制定  
 (施行予定年月日: 令和4年4月1日)

⑨ その他

普通運転免許 (3.5トン未満) で運転可能な消防車両は139台 (83%)  
 準中型運転免許 (3.5トン以上) で運転可能な消防車両は28台 (17%)  
 令和3年度から更新する小型ポンプ付き積載車のシャーシ変更に伴い、今後、車体重量が3.7トン以上となるため、準中型運転免許が必要となる。